

五合池A・五合池B・桜作自治会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、五合池A・五合池B・桜作自治会と称す。

(目的)

第2条 本会は、自治会居住者相互の協調と親睦をはかり居住地区の生活環境などの向上発展をはかり、また、市政の円滑なる運営に協力し、居住者総員の共益に資することを目的とする。

(会員)

第3条 ① 本会は、自治会の地域内に居住する者にて構成する。
② 会員は、会費を納入しなければならない。
③ 会費は、年会費1,200円とする。

(施設)

第4条 ① 集会所
※ 集会所の使用規則は別途定める。
② 街路灯（市へ維持管理移管済み）

第2章 事業

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。
① 市役所、各種団体との連絡調整に関する事項
② 民生、福祉に関する事項
③ 校区運動会に関する事項
④ 祭礼に関する事項
⑤ 子供会に関する事項
⑥ 地域の文化活動に関する事項
⑦ 自主防災に関する事項
⑧ 西小校区夏祭りに関する事項
⑨ その他本会に必要な事項

第3章 組織

第6条 本会は、第2条の目的を達成するため次の組織を置く。
役員会議
① 会長、副会長、会計にて自治会運営などの素案を作成する。

組長会議

- ① 自治会運営の最高決定機関であり会員の意見を集約して決議する。
- ② 会員を代表して自治会運営年度計画を審議し、年度経費の予算及び決算を議決する。

(役員)

第7条 本会は各自治会ごとに役員を置く。

- ① 自治会長 各 1 名
副会長 各 1 名
- ② 自治会長は自治会を代表する。
- ③ 副会長は会長を補佐する。
- ④ また、自治会としての円滑な運営を図るため、3自治会の会長の中から互選により統括自治会役員を選出し、兼務する。
統括会長 1 名
書記 1 名
会計 1 名
- ⑤ 統括会長は3自治会を代表する。
- ⑥ 書記・会計は統括会長を補佐する。
- ⑦ 会計は自治会会計業務を行う。

(組長)

- 第8条
- ① 組は10～15世帯が望ましいが、越えた場合は2組長を選出することができる。
 - ② 組分けは、9組を基本として世帯数が多くなった組は分割できるものとする。
 - ③ 組長は各組より1名選出し、任期は1年とする。
 - ④ 組長の免除規定
 - ・年齢について（75歳以上の場合は本人の意思を尊重）
 - ・医学的・社会的などの理由を考慮する。

(任期)

- 第9条
- ① 自治会役員、組長ともに4月1日～翌年3月31日とする。
 - ② 自治会役員、組長ともに任期は1年とする。
 - ③ 自治会役員、組長とも1月中に決定し、3月に新・旧の引き継ぎを終了する。
 - ④ 自治会長は1年間任務を遂行したら、次回以降自治会長は辞退できる。
（立候補や特例を除く）
 - ⑤ 自治会長、副自治会長は世帯全員が70歳以上は辞退できる。

第4章 会計

（会計年度）

第10条 毎年4月1日から翌年3月31日とする。

（会費）

- 第11条 ① 会費は、新年度初め4～5月に組長に年会費 1,200 円を納入する。
② 途中入会者は、会費を月割り 100 円で計算して納入する。

（自治会運営）

第12条 年間予算は下記収入で運営する。

- ① 前年度繰越金
- ② 会費
- ③ 寄付金
- ④ 長久手市助成金

（会計監査）

- 第13条 ① 会計監査は、年度終了時前に会長、副会長、会計にて監査する。
② 会計報告は、組長の監査を得て組長を通じて監査する。
③ 会員の要求あるときは、いつでも帳簿を公開する。

（慶弔）

- 第14条 ① 会員に不幸があった場合、速やかに組長へ連絡するとともに、組長は訃報を組内に回覧する。
② 会員に不幸があった場合、自治会より香典として5,000円お供えする。

（会則変更）

第15条 会則を変更するときは、組長の同意を得ると同時に会員の意見を組長が、集約して組長会議で決定する。

附則

（改正経過）

平成20年10月4日

- ・第5条に、自主防災に関する事項追加
- ・第1条、7条、9条に記載された組織の名称変更

（長湫地区自治会連合会第三地区⇒西小校区自治会連合会第一地域）

平成22年2月28日

- ・入会金の納付を止める
- ・第3条②、③、第11条①、②、第12条②

平成24年1月4日市政施行

- ・長久手町から長久手市へと市政施行の為名称変更

平成25年3月23日

- ・第5条に、夏祭りに関する事項追加

平成27年2月12日

- ・第9条に、自治会長に関する事項追加

平成29年2月25日

- ・西小学校区自治連合会解散に伴い、関連事項を削除と、表記事項の変更

- ・第1条、第7条、第9条、第12条

平成30年2月24日

- ・第9条⑥に、副自治会長に関する事項追加

令和4年2月27日

- ・第8条④に、組長の免除に関する規定を追加